

議案第74号

財産の取得について

財産を次のとおり取得する。

令和2年9月10日提出

新居浜市長 石川 勝行

- |          |   |
|----------|---|
| 1 取得の物件  | 教育用タブレット端末付属品一式                                       |
| 2 取得の目的  | 教育用タブレット端末の導入に係る環境の整備を目的とし、情報通信技術を適切に活用した学習活動の充実を図るため |
| 3 契約の方法  | 公募型プロポーザル方式による随意契約                                    |
| 4 取得価格   | 8,812万3,508円  |
| 5 契約の相手方 | 東京都港区東新橋一丁目9番1号<br>ソフトバンク株式会社<br>代表取締役 今井 康之          |

提案理由

教育用タブレット端末付属品一式を取得するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
(抜 粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければなら  
ない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買  
入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係  
るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。